

令和2年 第5回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和2年3月5日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

令和2年3月5日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第15号議案

令和元年度東京都指定文化財の指定等について

第16号議案

令和2年度使用都立高等学校用教科書の採択について

第17号議案

令和2年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用附則9条本等の採択について

第18号議案

都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改正について

第19号議案から第25号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第26号議案

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について

第27号議案

教育長の臨時代理について

2 報 告 事 項

- (1) 工業高校、専門学校、企業等の連携におけるIT人材の育成に向けた検討委員会報告書について
- (2) 都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書について
- (3) 東京都環境教育指導資料「持続可能な地球を目指して」について
- (4) 東京都教育委員会における障害者活躍推進計画の作成について
- (5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	浅 野 直 樹
福利厚生部長	小 菅 政 治
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第5回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社ほか1社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございませうか。——〈異議なし〉——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた方に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

なお、本日の教育委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、各委員におかれましても、マスク着用のまま進行させていただきたいと思っておりますので、御了解願います。よろしくお願いたします。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回2月13日の第3回定例会の議事録につきましては、先日配布をいたしまして御覧いただきましたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと

存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、第3回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回2月20日の第4回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

なお本日の議題のうち、第27号議案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う都立学校等の臨時休業に関する議案でございます。後ほど御説明を申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第19号議案から第26号議案まで、及び報告事項の(5)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第15号議案

令和元年度東京都指定文化財の指定等について

【教育長】 それでは、第15号議案、令和元年度東京都指定文化財の指定等につきまして、地域教育支援部長から御説明をお願いいたします。

【地域教育支援部長】 第15号議案、令和元年度東京都指定文化財の指定等について説明をいたします。

本件は、令和元年12月12日の東京都教育委員会において、新たに指定していただきたい文化財5件と指定を解除する文化財1件を御審議いただき、令和元年12月25日に東京都文化財保護審議会に諮問したものでございます。

本年2月17日に東京都文化財保護審議会から、新たに指定するもの5件と指定を解除するもの1件の計6件全てについて、指定及び解除すべきとの答申を頂きましたので、これらについて新たに指定及び解除をしたいと考えております。

2 ページを御覧ください。

新たに指定するものは、東京都指定有形文化財（建造物）旧赤坂仮皇居御会食所（明治記念館本館）、東京都指定有形文化財（建造物）旧本田家住宅、三つ目といたしまして、東京都指定有形文化財（彫刻）木造慈恵大師坐像、四つ目といたしまして、東京都指定有形民俗文化財多摩川中流域の船大工用具、五つ目といたしまして、東京都指定名勝及び史跡牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）の5件と、指定を解除するものとして、東京都指定天然記念物上野毛のコブシの1件、計6件となっております。

昨年12月12日の東京都教育委員会において、各文化財について説明をさせていただきましたので、指定及び解除すべきとされました理由の概要について、簡単に説明をさせていただきます。

まず旧赤坂仮皇居御会食所（明治記念館本館）でございます。3ページから5ページまでを御覧ください。

明治天皇の迎賓施設として、明治14年に建築され、現在は結婚式場などの文化施設として利用されています。

指定の理由は、明治期の公式な儀礼空間として現存する最古かつ唯一のものであることであり、また明治時代を記念する建造物として、2度の移築に際しても、部材は丁寧に扱われ、意匠も継続されており、明治建築の遺構として希少であり、歴史的意義と文化的価値が高いこととございます。

続きまして、旧本田家住宅でございます。6ページから8ページまでを御覧ください。

国立市谷保地区の代々の名主であり、漢方医や文人を輩出し、多摩における自由民権運動を支えた本田家の住宅でございます。

指定の理由は、都内に残る江戸期の民家建築では最も古い時代に建築された特徴を残しつつ、民家建築発達の過程及び江戸近郊の名主階級発展の歴史を示すものとして、歴史的、学術的価値が高いこととございます。

続きまして、木造慈恵大師坐像でございます。9ページから11ページまでを御覧ください。

比叡山延暦寺第18代天台座主慈恵大師良源の座像で、調布市にあります深大寺の大

師堂の本尊として安置されております。

指定の理由は、写実的で迫力ある造形から、鎌倉時代の作と推定され、2メートルに及ぶ巨大さを特徴とし、高僧の肖像彫刻では最大級のものであり、日本の彫刻史上に重要な意義を持つ作例であることをごさいます。また降魔相の慈恵大師像として、古くから鎮護国家の道場であった深大寺に伝わり、江戸時代を通じて現在まで厄除け元三大師として篤く信仰されており、関東における元三大師信仰の歴史と文化を示す上でも学術的価値が高いということをごさいます。

続きまして、多摩川中流域の船大工用具をごさいます。12ページから14ページまでを御覧ください。

戦後の多摩川中流域では数少ない和船建造の船大工が和船造りに使用した用具や、実物の屋形船などをごさいます。

指定の理由は、川船の建造技術が消え去ろうとしている中、多摩川中流域の生活や文化を考える上で貴重であるということをごさいます。

続きまして、牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）をごさいます。15ページから17ページまでを御覧ください。

植物学者の牧野富太郎が、大正15年から昭和32年まで居住・研究の場としたところをごさいます。

指定の理由は、庭園や庭園を構成する植物が牧野の業績を伝える空間として残っておりまして、学術的価値が高いことをごさいます。

最後に指定を解除するものとして、東京都指定天然記念物の上野毛のコブシをごさいます。18ページ及び19ページを御覧ください。

解除の理由ですが、平成27年の台風により一部が倒木し、その後樹木医の助言を受けながら施肥等を行ってまいりましたが、昨年5月14日に現地調査を行った結果、枯死を確認したためをごさいます。

以上、新たに指定するもの5件と指定を解除するもの1件につきまして、御審議のほどよろしくお願いたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見等ございましたらお願いたします。

【北村委員】 今回の指定及び解除については、これでいいのかなというふうに感じているのですけれども、今回に特定してということではなく、こういった指定文化財、もちろん適切な形で保存して管理していくことが大切です。例えば、文化財によって公開できるものとか、公開できないもしくはなかなか広くは公開しにくいものとかもあるとは思っているのですけれども、都内にある様々な文化財を上手に、教育的にも活用して、より多くの子供たちにも、こういった素晴らしい文化財が東京都にあるということに接する機会を、何とかうまくつくっていくような工夫をしていただきたいと思います。是非教育的な活用ということを、適切な管理・保存を前提としつつ、検討していただきたいなというふうに思います。

【地域教育支援部長】 委員のおっしゃるとおり、文化財は、ともすれば一昔前は保存をするということが、どちらかというと主眼に置かれておりました。ただ保存しておいても、それは確かに良い状態で後世に残っていくということはあるんですけども、それだけではほとんど社会的に見て価値が非常に限定されていくと。多くの人に見ていただく、一番良いのは、活用という言葉を使うことにしているのですけれども、活用して、文化財としての価値はもっと上がっていくということを認識しております。これらにつきましてもきちんと整理して、建築物であればきちんと整備したものは、今回はこれから整備するものもございしますが、もう整備がほとんど仕上がっているものもございしますので、そういうものは積極的に活用して、いろいろな方々に見ていただけるようにし、より一層その文化財に親しみを持ってもらおうということを考えてやっております。どうぞよろしくお願いたします。

【宮崎委員】 いわゆるデジタルアーカイブですね、文化財は経年変化でどんどん変わってきますので、どの段階でどのように保存するかということも大切かと思えます。コブシのように枯れてしまう前の状況をどう保存するかとか、やはりデジタルアーカイブ的なものも整備していくことも検討してはいかがかと思うのですが、もうやってらっしゃいますか。

【地域教育支援部長】 徐々に研究を重ねておまして、重々、先生のおっしゃる話は理解は深くしておるところです。十分検討して進めてまいりたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

第16号議案

令和2年度使用都立高等学校用教科書の採択について

第17号議案

令和2年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用附則9条本等の採択について

【教育長】 次に第16号議案、令和2年度使用都立高等学校用教科書の採択について、及び第17号議案、令和2年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用附則9条本等の採択についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 まず第16号議案、令和2年度使用都立高等学校用教科書の採択についてでございます。

来年度に都立高校等で使用する教科書の採択につきましては、昨年8月22日の第14回教育委員会定例会において決定していただきましたが、このたび1校について、教育課程の編成上、追加で採択していただく必要が生じたので、採択をお願いするものでございます。

資料の2の表を御覧ください。

本日採択していただく教科書は、都立駒場高校で使用する公民の教科書2種類についてでございます。なお、倫理の当該教科書につきましては、8月22日に採択していただいた都立高校用教科書では36校で、政治経済の当該教科書については33校でそれぞれ選定し、採択していただいております。

次のページの参考を御覧ください。

当該校では、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置して、最も適正な教科書の選定を行っており、指導部

において選定状況や選定理由について、教育課程等の照合などの確認を行ったところ
でございます。

駒場高校で使用する教科書については、この倫理と政経以外の教科書については、
先ほど申し上げましたとおり、8月22日に教科書を採択していただいているところで
ございますので、本日は冒頭申し上げた倫理と政治経済について採択をお願いいたし
ます。

続きまして、第17号議案資料を御覧ください。

来年度、都立高校、都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部で使用
する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる附則9条本の採択
をお願いするものでございます。

なお、都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する附則9条本につきましては、
8月までに採択して国に報告する必要があることから、昨年7月25日の教育委員会で
採択していただいております。

参考を御覧ください。

1でございますが、学校教育法附則9条1項には、高校や特別支援学校等において
は、検定教科書及び文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができる
と規定されております。具体的には、学校設定科目、例えばフランス語などの第二外
国語の授業で使用する市販のテキストや、工業などの専門教科で使用する専門書のほ
か、特別支援学校で使用する絵本などございまして、略称として附則9条本と呼ん
でおります。これらの附則9条本につきましては、次の2にありますように、各学校
で選定した図書を調査し、生徒の実情等を十分に配慮して、教育委員会の責任と権限
において適正かつ公正に採択していただきます。

各学校におきましては、3にございますように、校長を委員長とする教科書選定委
員会を設置して、附則9条本の選定について検討いたしました。その際、内容が正確
中正であるか、表現が適切であるかなど、(2)記載の要件を備えているかどうかを
調査した上で、校長の責任と権限において生徒の実態等を踏まえて、最も適切な図書
を選定しております。

その後、4になりますが、各学校から選定結果につきまして、具体的な選定理由と

ともに教育庁指導部へ報告がありまして、教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、年間を通して授業を行うことができるものかなどの確認を行ったところでございます。

それでは議案書の1枚目にお戻りいただいて、2の選定状況について御説明させていただきます。

都立高校及び中等教育学校後期課程のうち、102課程で313種類、都立特別支援学校高等部のうち53校で344種類の図書を選定しております。また、これらのほか、高校及び中等教育学校後期課程の233課程で、人間と社会1種類を選定しております。高校及び中等教育学校後期課程で最も多く選定されているのが外国語の図書で、次いで工業など専門高校の実習の図書、情報や芸術関係の図書などが多くなっております。特別支援学校では、調理など家庭関係の図書や、職業・進路に関する図書が最も多く選定されており、次いで音楽や美術など、芸術の図書が多く選定されております。

なお、図書の数え方ですが、一つの教科で複数の学校が同じ図書を選定している場合、図書の種類は1種類として数えております。

学校ごとの選定状況につきましては、机上に配布してあります別紙1の資料に、都立高校及び中等教育学校後期課程で選定された図書を、学校別、課程別にまとめており、別紙2の冊子に都立特別支援学校高等部で選定された図書を教育部門別、学校別にまとめておりまして、これらをこのたび採択していただく附則9条本の案としてお示しをさせていただきます。

それでは別紙1と別紙2の中から、幾つか具体的に御紹介をさせていただきます。

別紙1の6ページをお開きください。

新宿高校全日制普通科では、学校設定科目としてドイツ語やフランス語などの科目を置いております。普通科ではこうした外国語の授業で使用する図書を選定している学校が多くなっております。表の一番右側に分類の欄がございますが、脚注に記載してありますように、Aはこれまで採択実績があり、授業での効果が認められるもの、Bが資格試験等に有用であるもの、Cは新たに発行されたものなどで、授業での効果が期待できるものとして分類しております。

次に22ページ、23ページをお開きください。

国際高校では、多様な外国語の科目に対応した図書や、日本の文化や、国際関係の諸課題に関する図書などを選定しております。また24ページ、25ページでございますように、国際バカロレアコースで使用する英語の図書を数多く選定しているほか、在京外国人生徒のための日本語学習の図書などを選定しております。

85ページをお開きください。

町田工業高校では、実習や実技の図書を多く選定しております。工業、農業などの専門高校におきましては、このように専門的な教材、資格試験等に有用な図書を多数選定しております。

A・B・Cの分類につきましては、都立高校全体の割合といたしまして、Aが77%、Bが5%、Cが18%となっております。

次に別紙2の冊子を御覧ください。13ページをお開きください。

肢体不自由障害部門の花畑学園で選定した図書でございます。肢体不自由部門や視覚障害、聴覚障害の特別支援学校には、知的障害を併せ持つ生徒が在籍しておりますので、絵本などの一般図書を多数選定しております。なお表の教材概要の欄に、「令和2年度使用特別支援教育教科書調査研究資料に掲載」とございますが、これは机上にお配りしております、昨年6月に教育委員会定例会で報告いたしました、一般図書の調査研究資料に掲載されている図書という意味でございます。

37ページをお開きください。

羽村特別支援学校で選定した図書でございます。知的障害特別支援学校では、生徒に適した図書として、絵本や、分かりやすく、使いやすい図書を多数選定しております。

57ページをお開きください。

永福学園で選定した図書でございます。永福学園は普通科のほか、就業技術科を設置し、生徒の企業就労に向けて、専門的な職業指導を実施しておりますので、料理や飲食店での接客サービスや清掃作業への従事など、就労に結び付くことができる分類Bの内容の図書を多く選定しております。

特別支援学校全体では、分類Aが61%、Bが24%、Cが15%となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

後から机上にお配りしました、駒場高校の参考資料につきましては、昨年の段階で採択していただいた教科書の一覧になります。

以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

【遠藤委員】 16号議案の方ですけれども、駒場高校の教育課程の編成上の問題ということで、若干唐突感があるのですよね。具体的にはどういう編成上の問題といたしますか、教科書を新たに採択せざるを得ない事情といったものがあつたら教えてください。

【指導部長】 高等学校の採択については、いついつまでにと法令上の具体的な採択期間については決められてはおりません。このことから、以前の教科書採択においては、教科書を8月に採択した後に、教育課程の変更を行って、また3年生では多くのセンター科目等もありますので、そのために科目が設置されたり、設置できなくなったりするなど、かなり多くの教育課程の編成上の理由で、この時期にまた採択をお願いしていたのですが、教科書会社の供給の関係がございますので、規定はないといえども、基本的にはもう8月の段階までに教育課程をしっかりと定めて、教科書を選定して、教育委員会で採択して決定するという形をお願いしています。今回、駒場高校につきましては、3年生の選択科目等の状況から、新たにこの2種類の教科書について採択を頂くということになります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 この採択の本の、資料の2ページですけれども、2ページの一番下の4のところに、附則9条本の調査及び選定結果の審査というところで、教育庁指導部において、各学校の選定結果の審査を行ったということが書いてあります。この資料を見ますと、別紙1、別紙2とも、大変な数でございます。これを審査するには、大変な労力が必要ではないかと思えます。本当に御苦勞様だと思います。それに関して、ITの活用などはどのようにされているのでしょうか。

【指導部長】 現在の段階では、学校から出されてくる教育課程の届と、教科書の選定資料が連動しているような状況にはないので、基本的には手作業で確認をしてい

るという状況です。ただ、今後スマート・スクール・プロジェクト等が進んでくれば、その辺の連動も進むかと思いますので、そういうことは視野に入れながら、今後検討を進めていきたいと思います。

【秋山委員】 大変な御苦勞だと思しますので、是非進めていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 本当に大変な御苦勞で選んでくださっていると思いますが、例えば先ほど、家計の負担というお話があったのですけれども、ここにあるこれはO x f o r d U n i v e r s i t y P r e s s から出ているM a t h e m a t i c s ですけども、そんなに安い本ではないと思うのですよね。例えばそういうことに対する補助のようなものは出るのですか。受益者負担だから、勉強する学生は必ず全部自分で買いなさいということになるのでしょうか。

【指導部長】 高等学校の教科書でもよその、義務教育で使用する教科書と違って無償給与の対象にはなりませんので、基本的には受益者負担という形になります。ちなみに、国際バカロレアの平均は5,600円ぐらいです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【北村委員】 今回の採択にということではなく、今、教科用図書ということで採択されていますけれども、特にこの附則9条本のカテゴリに入るような領域というのは、図書という形を取らない教材というものもたくさんあるのではないかなと思しますので、今後、先ほどのスマート・スクール・プロジェクトの話もありましたけれども、様々な教材を工夫しながら、是非教育の充実に努めていただきたいなというふうに、一言申し上げます。

【指導部長】 現在の段階では、本という形になっていますけれども、基本的に教科書に準じたものですので、教科書をどういうふうに今後規定していくかということに関わって、こちらの方も変わってくるかと思います。

【山口委員】 この厚い教科書というか、これはスマート・スクール・プロジェクトというか、それに類して、この本の形ではなくて、i B o o k のような、そういったものでこれから活用していく、これを1冊持って歩くのは、重いですよ。そうす

ると、結局学校に置きっ放しとか、そういう事にもなりかねないし、これが1冊だったらいいですけれども、何冊もとなると、またグレードアップをしていくときにも、おそらく卒業してからも活用できるのであれば、そういった形の方が良いと思うのですけれども、いかがですか。

【指導部長】 今、教科書の方もデジタル教科書という形での規定が始まっていますので、この附則9条本の中には、既にデジタル化されているものもあるかとは思いますが、やはりデジタル教科書の仕様の形と合わせて、こちらの方も進めていくという形にはなろうかと思えます。

【山口委員】 多分、いろいろ整備しなければいけないことはたくさんあるとは思いますが、やはりそういったことも時代のというか、一般的にはそういうことがどんどん進んでいるので、その辺りは早めに、是非使えるようにしていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございましょうか。
—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認を頂きました。

第18号議案

都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改正について

【教育長】 次に、第18号議案、都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の改正についての説明を、人事企画担当部長からお願いいたします。

【人事企画担当部長】 それでは、こちらにつきまして、議案資料に沿って御説明させていただきます。

1の改正理由についてでございます。国の給特法の改正、それからいわゆる指針を踏まえまして、令和2年の都議会第1回定例会におきまして、いわゆる勤務時間条例の改正を提出しているところでございます。この改正条例に基づきまして、前回の教育委員会では勤務時間の規則に関して改正を御審議いただきました。改正規則の中で

は、規則に定めるもののほか、必要な事項については、東京都教育委員会が別に定めると書いておりますので、そこで昨年5月に策定した、都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を改正するものでございます。

2番の方針の主な改正内容でございますが、一つ目は条例・規則に基づく法的根拠のある方針に位置付けられるということでございます。

二つ目は、国の指針を踏まえまして、名称を都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針というように変更をいたします。従前は、勤務時間の上限ということになっているところを国にならって在校等時間の上限等としております。

三つ目は、いわゆる時間外労働時間の上限について、これを従前、上限の目安時間であったところを、法的根拠がありますので上限時間の原則というふうに変更してまいります。

四つ目は、国の指針における服務監督教育委員会が講ずべき措置というところですが、これを踏まえまして、4点追加してまいります。

一つ目は、在校等時間の記録は公務災害が生じた場合等において重要な記録となりますことから、その管理及び保存を適切に行うこと。

二つ目は、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息、勤務間インターバルと呼びますが、これを確保することでございます。

一つ目の保存年限は、具体的には5年間の保存でございます。それから、インターバルにつきましては、具体的には下校時刻から翌日の勤務時間の開始まで、原則11時間、少なくとも8時間以上の休息を確保することといたします。具体的な保存年限、インターバルの時間につきましては、運用通知の中で周知を図ってまいります。

三つ目は、教育職員の勤務状況及びその健康状況について、健康診断を実施することです。

四つ目は、心身の健康問題について相談窓口を設置することです。

この健康診断及び相談窓口につきましては、具体的には既に都教育委員会が実施している臨時健康診断の制度や、精神保健相談等の窓口を活用することとなります。

3の施行期日は、令和2年4月1日でございます。

最後にその他ですが、この方針の改正につきましては、都議会第1回定例会におき

まして、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正をする条例が可決されまして、改正規則が施行された場合に確定するものでございます。

以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 この教育委員会でも何度も話題に出てきているような、働き方改革、先生方の勤務の状況、環境を良くするという、それが教育の質の充実にもつながるといって、こういった方針の改正は非常に大事なことだと思います。

特にここで、終業から始業までに一定時間以上継続して休息をきちんと確保しましょうと、このことで、残業した翌日は当然少し遅めに出勤するとか、そういうことをしてほしいという意図があるのか、ずっと長く働き過ぎると翌日遅くなる、でもそうすると、学校ですから、始まる時間は決まっているわけで、そうすると残業をやめる方向に抑制していく。そういうふうに、学校の先生方にちゃんと理解していただくことが大事だと思うのですね。

ここで上がっている文言だけを読むと、何となく分かりにくさがあるのですが、出しているメッセージは非常に明確で、きちんと休みましょうねということですので、そういったことがきちんと学校で徹底されていくことが大事だと思いますし、そのために校長先生をはじめ、管理職の方がきちんと適切な時間を取れるような勤務の管理ということも徹底していただきたいですし、そのことを、いつも申し上げていることですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

【人事企画担当部長】 学校では、通常学期中は授業がありますので、始業時刻を繰り下げるといことはなかなか難しいところでもありますので、こちらに記載しておりますのは、基本的にはこのインターバル時間をきちんと取れますように、終業、終わる時間を早くするように努めていくということでございます。そういった趣旨を含め、周知徹底を図っていきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定してもよろしゅうございませうか。―― 〈異議なし〉 ――それでは、本件につきましては、原案のとおり御承

認を頂きました。

第27号議案

教育長の臨時代理について

【教育長】 次に、第27号議案、教育長の臨時代理についてでございます。

内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応についてということでございます。

まず、都立学校につきまして、3月2日から春季休業までを臨時休業とすることを、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の規定に基づく臨時代理により処理いたしましたことにつきまして、議案としてお諮りをいたします。都立学校教育部長より報告させていただきます。

あわせて、休業に伴う都内公立学校における対応状況につきまして、引き続き教育政策担当部長より御説明をさせていただきます。

それでは、まず都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは第27号議案、教育長の臨時代理について御説明いたします。

学校保健安全法第20条に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年2月28日に都立学校の臨時休業を、教育長が臨時代理により、下記のとおり処理いたしましたので、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第2条の2第2項の規定により、御報告いたします。

まず教育長の臨時代理により処理した理由でございますが、国より令和2年2月28日付けで発出された通知において、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から春季休業開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業を全国一斉に行うよう要請を受け、これに緊急に対応をする必要があり、教育委員会を招集するいとまがなかったためでございます。

その内容でございますが、臨時休業の対象は全都立学校でございます。

臨時休業期間は、令和2年3月2日から春季休業開始日までの間でございます。な

お臨時休業期間中、特別支援学校につきましては、保護者の都合により、自宅等で過ごすことが困難な子供や、精神的な安定という観点から配慮が必要な子供たちなどには、必要に応じて学校で過ごせるように対応することとしております。

説明は以上でございます。御承認方よろしくお願いいたします。

【教育長】 それでは、引き続き教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 では引き続きまして、休業に伴う対応などについて御説明させていただきます。

参考資料の方を御覧いただきよろしいでしょうか。

1、基本方針でございます。内容は、ただいま御説明があったとおりでございます。中段ほど、2、休業に伴う課題への対応を御覧いただきよろしいでしょうか。

まず卒業式につきましては、参列者の制限や時間の短縮により実施すること、都立高校の分割後期入試などにつきましては、検査会場において感染症対策を行った上で、予定どおり実施することなどを定めておるところでございます。

3の区市町村学校への要請でございますが、区市町村教育委員会に対しまして、都立学校の方針を参考に、新学期に向けた円滑な移行、休業中の学習や、生活に係る指導などの観点から、休業の開始日などにつきましては、地域の実態に応じた対応を依頼したところでございます。

4、都内公立学校の3月3日時点の休業等の状況についてでございますが、全ての都立高等学校等につきましては、3月2日から春休みまで休業の予定となっております。また区市町村学校につきましては、おおむね8割5分の自治体が3月2日から休業としておりまして、残りの自治体につきましても、3月4日までに休業に入っております。なお一部の自治体では、休業期間をおおむね2週間とし、その後につきましては別途判断する予定とのことでございますが、おおむね9割の自治体におきまして、春休みまで休業とする予定となっております。

なお、家庭の事情によりましては、児童・生徒の日中の居場所を確保する必要もございます。区市町村教育委員会に対しましては、首長部局と連携した対応を依頼いたしております。学童クラブでの受入れを中心といたしまして、各区市町村で居場所確保に向けた様々な対応がなされております。なお、特別支援学校につきましては、

先ほど説明があったとおりでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 まず、臨時代理のところですが、学校保健安全法の第20条に基づく決議ということだと思いますが、確かにいとまがないという理由なので、やはりいとまがないという理由は、やや教育委員としては心外だなというふうに思っております。

それは、例えば株式会社等では取締役会等で、みんなに集まってもらうことをやめるという場合に、持ち回り決議ということをやります。こういう案件だけれどもどうでしょうかということ、各委員に対して示す。そして、異論がない場合の意思表示の仕方についてはいろいろあるかと思っておりますけれども、やりようはいろいろあると思うのですね。

ですから、今回について、これは無効だというようなことを言うつもりはないですけれども、今後の問題として、やはりこういう重要な案件の場合には、何らかの形で各委員に対して、集まってもらういとまがない案件なので、こういう形でもって意思表示をしてもらいたいという形でもって、意思決定をするということが、私は望ましいのではないかなと思います。

今回の件については、あまりにも問題が大きい案件ということですね。それで、小池都知事から文部科学大臣宛ての要望事項というものも早速送っていただいて、私はそれを見て、丁寧に対応していただいているということで、さすがと思ったのですけれども、ただ、その内容についても、学校教育という観点からの要望というよりは、家庭に問題が起きた場合、例えば働く人の休業補償だとか、そういうことに今は焦点が置かれているような感じがします。今回の措置によって生ずる様々な学校での問題点について、文部科学省としてどう考えているのか、あるいは今後起こり得る問題に対してどう応えていくのか、そういうことを要望の中に盛り込んでいただけると良かったのかなと思っております。

それから、具体的な対応ということですが、全体として、それは都立学校以

外の市区町村の方は、それは市区町村の教育委員会で考えることだと思いますけれども、都立学校という観点でいきますと、やはり特別支援学校の問題が気になります。

この5のところで、特別支援学校について、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な子供は必要に応じて学校で過ごせるように対応する。これはこれで結構だと思うのですが、この必要に応じてという判断基準が分からないということと、どうせここまでやるのならば、特別支援学校は休業措置を除くという決断ができなかったのかどうか。

今朝の新聞報道を見ておきますと、埼玉県では36の特別支援学校全て休業にしないという措置を講じているのですよね。東京の隣県の埼玉県で、大きな自治体だと思います。本当に小さな自治体の場合に、1校とか2校の場合には休業にしないで、特別支援学校に対応するというのはあると思うのですが、埼玉県で36校の特別支援学校を全部休業にしないということが生じているわけですよね。

そうすると、東京の特別支援学校は、必要に応じて居場所を確保しますよということとは、それはそれでいいと思うのですが、特別支援学校に限っては、やはり休業にしないという選択肢もあったのではないかなというふうに感じております。他の県でできて東京でできない、むしろ東京でやることによって、特別支援学校全体の、国全体の特別支援学校の対応が、東京に右へならえというようなことで、特別支援学校に通うお子さんを持っている保護者の皆さんの安心感につながるのではないのでしょうか。ただ、コロナウイルスの問題ですから、感染を防ぐという観点から、どういう具体的な対応をしていくかというのは、非常に勉強する課題があるかと思います。

それから最後に、市区町村立の小中学校低学年問題、学校と家庭の問題というのがあるかと思いますが、都立学校という観点でいきますと、やはり高校生の問題です。やはり今までの、当然休業というのは、夏季休業とか、春とか、冬とか、それぞれあるわけですが、今回の場合には3月という時点において、コロナウイルス対策として休業にする場合に、どういうふうに高校生の、これ、一遍の通達を出すだけで、高校生の行動に対して何らかの管理・監督ができるのでしょうか。

これは私の自分の目で確かめたわけではないのですが、新聞報道あるいはテレビのニュース等を見ると、早速カラオケボックスが満杯で行列になっているとか、い

ろいろな繁華街に出歩いているとか、そういう報道があります。ああいうものは特定のところを強調し、報道するということがあるので、全部ではないとは思っていますけれども、特にこの高校生のそういったところへの出入りについて、どう管理するのかという問題も出てこようかと思えます。

ただ、そうしたことを言ったらきりがないので、取りあえずはこれでやって、出てきた問題についてはその都度対処療法でやるしかありません。ですから、対処療法でやる場合に、どのようなことをやっていくのか、東京都の教育委員会としての体制はどういう形でもってできているのか、そうしたことも考えていかなければいけないと思えますね。

長くなりましたけど、参考までに意見を申し上げました。

【都立学校教育部長】 委員御指摘のとおり、今回の臨時代理の処理につきまして、私どもも委員の御指摘はしっかり受け止めたいと思えます。

ただ、2月28日の状況を申し上げますと、前日、総理大臣からのコメントが出るわけですけれども、文部科学省からの通知が、詳細な部分、どういう対応をすべきかというものについて確認する作業が、実はその通知自体が当日なかなか届かないという中で、私どもも実は混乱した部分があったのは事実でございます。そういう中で、ちょうど週末でございましたので、指示が週明けの月曜日からという形で出されるということでありましたので、そういう中で対応させていただいたということについては、御理解いただきたいと思います。今後につきましては、委員御指摘のとおり、現在の情報化の時代ですので、いろいろな方法が考えられるかと思えます。それについてはしっかり受け止めてまいりたいと思えます。

それから、特別支援学校の件でございますけれども、特別支援学校につきましては、そういう配慮が必要だということは、当日私どもも検討いたしまして、やはり受入れ体制を取ろうと考えました。ただ、その要請自体が、特別支援学校も含めて休業という要請が出ておりましたので、一応、要請をしっかり受け止めた上で、どういう配慮ができるのかという、そういう受け止め方を私どもはさせていただいたというのが現状でございました。その中で、しっかり受け止めるということで、スクールバスも走らせることにしました。それから、専用通学車両も一応走らせると。要するに、要望

がある御家庭についてはしっかり対応していこうという判断をさせていただいたということでございます。御理解いただければと思います。

【教育長】 この件につきましては、補足です。先ほど指示めいたような国からの要請ということが、27日の夜に報道があって、28日になかなか、通知文が国から来ない中で、国への緊急要望をしなければいけなかったということです。その中でいわゆる休業補償の話、企業への補填という、厚生労働省の制度を使ってということ要望したのは、それは経済対策というよりも、保護者が休みやすい環境をつくろうということでした。その段階ではほぼ保育園の話とか、学童の話ですとか、あるいは休業補償についても、経済対策という意味ではむしろその時点では、保護者が何とか休める環境をつくろうということで、現場づくりしたというのは確かにございました。

今、第2弾ということで、今度はいよいよ深刻な経済対策ということで、またいろいろ東京都の方も並行して打っていく、国ももちろんやるのですけれども、そんなとまがない中でということで、言い訳になってしまいますが、確かに他の自治体では臨時教育委員会を開いたところもございましたので、今後につきましては、いろいろな手段を使いまして、きちんと御判断を頂けるようにしたいと思いますので、その辺は私の方からも申し上げます。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 今回の休業の措置は、医療的な見方をすると、やはり子供たちの感染の拡大をまず防いで、子供たちの命と健康を守るというための必要な対策ではなかったかと、私は思います。その効果があることを期待しています。また、この今回の措置のことは、後々、公衆衛生的に分析されていきますので、それまでは子供たちを守るという意味で、この対策を取っていただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【北村委員】 先ほど、遠藤委員の方からもいろいろ御指摘があって、委員の中でもかなり共感しているのではないかなと思います。これは初めての事態ですし、これを是非教訓にして、教育委員会として今後様々な対応を考えていくことが大事なかなと思います。今回、休業そのものは、やはり今、秋山委員のお話にありましたように、子供を守ると同時に、子供を通して、特に今回、高齢者の方々がかなり被害に、犠牲

になられるというケースがありますので、そういったところへ広げないというためにも必要な措置なのかなというふうには感じます。

幾つかあるのですが、一つは、まずこの数週間分の学習内容、休業中の学習ということで、一応各学校にはオンライン学習等で指示は出されていますけれども、やはり限界はあります。新年度、ここは難しいところですが、新年度になってからいかにして、この数週間とはいえ、今年度の最後の部分の学習について、必要な形で補習等を行う、これも新年度が見通せない中で、幾つかシナリオを各学校で検討していただきながら、しかも学校種別が変わるお子さんたちもいますので、例えば6年生から中学1年生に上がったり、中学3年生が高校1年生に上がったりということで、同じ学校の中ではなく、またぐ部分もありますので、少し複雑な面もありますが、十分にここについては、きちんと子供たちが学習の機会を奪われないということも考えていただきたいなというのが一つです。

それから、これは区市町村への話で、区市町村立の学校の話になりますけれども、特に子供の居場所ということで、今回も家庭の事情等という話が出ていますが、一つがやはり、学童保育に今回押し付けている面があると思うのですが、学童保育の方がむしろ学校よりも、環境的には換気の面だとか、スペースの面だとかで、むしろ感染症対策という観点からは問題を抱えている部分というのはたくさんあると思うのです。ですので、学校によっては、学校を開放するとか、学校と学童が連携することということも必要になってくるかと思っておりますので、そういったことも視野に入れた対策というのが必要かなと思います。

あと、子供の居場所という意味では、今回は多くの家庭は保護者の就業状況で子供の居場所がないというようなことが取り上げられていますが、数は多くはないかもしれませんが、子供たちの中には、例えば家庭で虐待等で、ある意味で家庭に居場所がない子供たちもいて、その子供たちが学校に通っていたことによって何とか救われていた部分があったりする子供が、学校に行けないことによって、そういう子供にも実はしわ寄せが出ているという可能性は当然あります。あまりこの報道とか、そういった観点というのは全くないのですけれども、取り上げられているのをあまり見たことがないのですが、実はどこにも居場所がなくなってしまう子供というのがもし

かしたらいるかもしれません。そこを先生方だけではなく、様々な関係者でそういう子供たちへどういう支援ができるかというの、是非検討していただくことは大事ではないかなと思います。

保護者の立場からすると、娘が小学校6年生で、今、区立の小学校に通っていますが、先生方が毎日のようにメールあるいは学年ごとに順番で、今、電話を各家庭にかけたりということで、学校では非常に熱心にサポートを先生方もしてくださっている様子を感じておりますが、そういう中で、今申し上げたようなことも少し含めて考えていただけると良いなと思います。そういうところに、都としても区市町村に対してメッセージを送れると良いのではないかなというふうに感じております。

【指導部長】 都立中学校、中等教育学校を含めて、都立学校に対しては、こういった状況がくるかもしれないということで、かなり早い段階から長期の休みに備えて課題を準備するというアナウンスはしてきていました。ただし、この3月の2日からというのは、その前の段階のこちらからの指示は、学年末考査が終わってから自宅学習ということにしていましたから、そういう部分で若干対応が混乱した学校はありますけれども、ほぼ、ほとんどの学校で十分な課題は出されています。それから、そうではない学校についても、ホームページ上で追加の学習の指示をしたりということで、基本的には中学校、高校とも学年末試験に入る時期なので、学習についてはほぼ終わっているという状況でありますので、そこは十分フォローはできるかなというふうに考えています。

【教育政策担当部長】 そのほかに2点、学童と学校との協力、そして家庭に居場所がないということでお話があったかと思います。元々のところで申しますと、やはり今回の休業は、先ほど秋山委員から御指摘があったように、感染のリスクを低減しようということで、狭いところに集まってということのないようにという発想が根底にあります。従いまして、学童が実態として受入れが増えているというところを受けて、各区市町村の方で学校を活用することについては、取組は実際進んでおりまして、文部科学省の方からもそれを認める通知も出ておりますし、我々もそこをサポートしているというところがございます。

加えて言いますと、学童の方の人手不足というところに対応して、教員がそこを協

力してもいいということで、その取扱いにつきましても、文部科学省から規定等の扱いについても明確な方針を出されているところですので、元々の根底にあります、狭いところに人を集めてしまってリスクが高まらないようにということは、実態の動きの中で後追いになる部分も一部あるのですけれども、取組は進んでいるかなと思っておるところでございます。引き続き我々の立場でも注意深く見て、何か必要なことがあればどんどん手を打っていきたいと思っているところでございます。

家庭に居場所がない子供ということですが、これは学校では、臨時休業といっても教員は出勤しておりますし、今回、休みに入るときの通知の中で、直接的には健康状態の観察を明確に、各学校が家庭と連携して観察を続けて、もし発病の恐れがあるとか、何かそういうのがあれば、それはそれですぐ知らせていただくということを通じていきますものですから、そうしますと、学校と家庭との連絡というのは、通常の春休み以上に綿密に取ってもらっているところでございます。そういう中で、虐待の疑いがあるとかいうところは、改めて問題意識を高めていく必要があるかなとは思いますが、基本的にはそこで対応する枠組みの中にあるのかなと思っています。

【教育長】 最後の件は、文部科学省の通知にも改めて出ていますので、これも再度、私の方もまた区市町村の方まで周知徹底してまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【宮崎委員】 これまでの対処については、もういろいろなディスカッションができたので、繰り返さないつもりです。

今後、先が見通せない状況でございますし、政府自体もかなり揺らいでいるし、この3月2日からの休業の突然の要請とかも、国もやはり政策的にも追い付いていないようなところを感じざるを得ない部分はあるのですが、4月、新年度をどう始めるかということについて、一応、今の2週間が明けた3月16日が月曜日ですか、その頃からまた判断をするということになるのだと思うのですが、一度決めたことがまたその段階になって、ずるずると、やはり先送りとか、やはり駄目だったというようなことになる恐れも、読みにくい状況ですので、今のところあるわけですね。その辺のところを、例えばシナリオを幾つかきちんと作っておいて、A案でいく、B案でいくと

ということがかなり浸透できるようにするとか、あるいはオリンピック・パラリンピックが今年にありますので、学期の後ろというのは決まっていると思うのですね。だから、例えば始まりを何週間か送らせて立ち上げるということにすると、圧縮することになりますから、その場合の授業の配置の仕方とか、例えばゴールデンウィークを休むのか休まないのかとか、いろいろなケースが出てくると思うのですね。その辺の見通しについて、これからどのようなスタンスでやっていくのか。それを判断、決定、ディスカッションをいろいろしていくときに、どのような体制で進めていくのかということについて伺わせていただけますか。

【教育政策担当部長】 今回の休業措置ですけれども、内閣総理大臣からの話もあって一気に加速した部分はあるのですけれども、もとよりその前から、東京都としては、2月の最終週から、おおむね3週間程度、感染の拡大を収束させるための集中的な取組期間ということで、東京都を挙げてそういう防止措置をどんどんやっていこうという構えの中で、検討を重ねてまいりました。2月24日の月曜日には、都立学校において、学年末考査が終わったらそこから休みに入るということを議論されていたということも、皆さん御存じのところだと思います。やはりこの集中的な取組の一環だということをはベースにして、話をせざるを得ないのかなという中で動いているところがございます。

そこでの鍵となるのは、やはり感染の拡大に収束傾向が出ているかというところで、そこは各方面の情報を、東京都の方で、昨日から集中的なコロナウイルス対策のウェブサイトに立ち上がって、客観的な数字も公表しながら、監視を続けていくような状況ができていますので、併せてその中で得られる情報で教育委員会としても現状分析していくことになろうかと思っております。

【教育長】 今、若干補足を申し上げますと、取りあえず東京都の集中対策期間というのが2月末から3月15日までの3週間ということで、今それが更に強化されて動いているということになります。今後、大規模イベントだとか、いろいろなことの対応について、継続するかどうかというのが出てくると思います。

学校については、休業という対応をとっていきますが、卒業式や修了式のことはありませんけれども、今度はどう開いていくかという点や新学期が開かなかった場合や新

学期開始が延びた場合というのも、我々内部でシミュレーションを少し始めています。

ただ、オリンピックの関係とか社会全体の動きの関係もありますので、その辺は歩調を合わせて、4月以降のところについては出せる段階で出していくというようなことになろうかとは思っています。またその辺りも、先ほどの遠藤委員のお話も含めて、教育委員会としてもきちんと議論をして、対応が進められるようにしていきたいと思えます。

【宮崎委員】 要望というかお願いですけれども、そのときに、やはり朝令暮改にならないようにとか、突然感が否めないような状態にならないように、やはり十分、心の準備をして始められるような進め方にしていきたい。いきなり新年度、やはり今日からとか、やはりやめますというようなことにならないようにしてください。

【遠藤委員】 いろいろ御説明ありがとうございます。

いろいろなシミュレーションを考えるとということですが、秋山委員が言われましたように、感染を防ぐという意味では、国を挙げてのリスク管理だと思うのですよね。私は今回、ずっと企業でリスク管理の担当としてやってきた立場からすると、リスク管理の最大の要点は何かというと、現場第一なのです。今回は教育現場というものが、どう今回の対応に具体的に最初の段階から反映されていたかどうかということ、ただ今さらそのことを言ってもしょうがないので、現場としては今度、自衛を考えていかなければいけません。

それで、いろいろなことが考えられます。東京都段階で考えなければいけないこと、あるいは市区町村で考えなければいけないこと、学童の問題も今出てきて、それらをどう対応するかというのは、非常に大事だと思うのです。例えば、都立学校ということで考えると、高校生が主体になります。特別支援学校になったら、先ほどの対応でよく分かりましたので、それを広げていく。一番望ましいのは、休業返上というのが一番良いと思うのですが、それに代わる対応を、都立特別支援学校としては具体的に、バスを動かしてくれているというのでほっとしましたけれども、では都立学校の問題は何かと。

皆さんもそうだと思うのですが、私も2年から3年になるときの春休みに何をしていたかということ、春期講習です。予備校に行く、あるいは塾に行く、あるいは

習い事に行く人もいるかもしれません。検討をする場合に、都立学校の場合にはそういうもの、例えば何とか予備校だとか、何とか塾だとか、今、大学受験が、入試が終わった後、電車の中を見るとその宣伝ばかりです。ではそれを都立学校の子供たちに春期講習は行くなというような指導をしているのか。あれは密集していますよね。

検討をする場合に、より現場の具体的なことをもう一度フィードバックして、先生方にフィードバックして、何が起こるのか、勉強だけではなくて、娯楽の面、カラオケだ何だかんだと、今回大阪のライブハウスでもって感染した、そうした現場の声をできるだけ吸い上げて、それを東京都の施策として反映する、あるいは東京都の現場ではこうですよというようなことも、文部科学省に、あるいは他の国の機関にでも、どんどん上げていく。このリスク管理といいますか、感染症予防の要点第一は、上から、トップダウンではないのですよ。現場からなのです。現場第一なのです。現場の声、現場の実態を政策に反映させるということが第一だと思いますので、都の教育委員会の立場としたら、その学校を抱えているわけです。そして学校のことが一番分かっているはずですよ。それを覆い隠さずに、学校の問題点というものを表に出して、それを政策に反映するように上げていく。こういう姿勢を是非お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 先生方というか、委員の皆さまがおっしゃられることはごもっともで、もう十分だとは思うのですけれども、一つだけコメントさせていただきます。

前例のない事案ですので、本当にこの決定を先ほど出していただいて、私たち抜きでというか、事後になったというのは、でもそれは致し方ありません。そういった柔軟な対応が非常に求められるときだと思っております。ただ1点だけ、今ではないと思うのです。今はもう、本当に進んでいることなので、日々そういった対応を求められて、それが良いか悪いかではなくて、子供たちの安心・安全そして命を守るというところで御判断いただいているのでいいのですが、一定の時期が過ぎたときに、検証ができるように、きちんとデータを取っておく。それは学校にも是非お願いしたいなと思うのです。いろいろなことが、特別支援学校もそうですけど、起きています。そのことが流されていって、記録に残っていないと、後で検証ができませんので、やはりこ

のような前例のないケースというのは、後にきちんと検証ができて、それが蓄積されていくということが今後は必要だと思いますので、お忙しくて本当に学校も大変だと思うのですが、是非そのことをお願いしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 長くなって申し訳ありませんが、3点ほど。

一つは、学習面の指導が出てきましたが、この休業の間に家庭教育のチャンスにしていただければと思います。メディアの付き合い方とか、そういうこともありますし、今、外来にきている子供たちに、お料理とか、お掃除とか、お洗濯とか、普通できないことをやってみたらというふうに勧めたりしています。学習面だけではなくて、家庭教育のことも御指導いただければと思います。

それから、虐待のお子さんたちですけど、やはり要保護児童対策協議会と連携をして、児童・生徒に関する会議を開いていただいても良いのではないかと、連携をしていただくことも良いかと思っています。

三つ目は、これは山口委員にお聞きしたいのですが、この長期の休みに子供たちの運動面というのを、どんなふうに管理したらいいのか。あまり外にも出ては行けないような状況の中で、子供の体面をどう考えたらいいかなというのを、山口委員にお聞きしたいなと思っていました。

【山口委員】 非常に難しいと思います。特に運動部活動も自粛ということで、普段、体を動かしている子供たちが動かさないという状況にあるということなので、大人もそうですけれども、体が疲れないと寝られないといいますが、睡眠をうまく取れないというような、そういう負の連鎖にも、特に若い子供たちはエネルギーがたくさんあるので、是非学校の方でもそういった自宅でできる体の動かし方とか、今はいろいろな方法がありますので、できると思うのですが、体を休めることも大事ですが、体を動かして十分な睡眠を取るといようなこともあるのかなというふうに思います。

あとは、やはり普段体を動かしている子供が、急にやるなと言われると、不安といいますが、やはりそれはトレーニングをずっと継続しなさいと言われていたので、やめざるを得ない状況にあるので、その辺りのところも少し担任の先生方と御相談いた

だいて、指示を出していただければ、それも一つの安心につながると思いますので、
お願いします。

【教育長】 それでは、第27号議案、臨時代理による処理につきまして、御承認い
ただいてもよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件
につきましては、御了承を頂きました。

報 告

(1) 工業高校、専門学校、企業等の連携における I T 人材の育成に向けた検討委員
会報告書について

【教育長】 次に報告事項(1) 工業高校、専門学校、企業等の連携における I T
人材の育成に向けた検討委員会報告書につきまして、都立学校教育部長から御説明を
お願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは報告事項(1) 工業高校、専門学校、企業等の連
携における I T 人材の育成に向けた検討委員会報告書について説明させていただきます。

資料を御覧いただきたいと思います。資料上段第1 検討委員会設置の目的を御覧く
ださい。

S o c i e t y 5 . 0 の実現に不可欠となる I T 人材ですが、企業では9割以上で
不足感があるとしております。また、2030年には約79万人が不足すると推定されてお
ります。こうしたことを受け、連携先と外部有識者等による検討委員会において、真
に産業界において I T 人材として活躍し続けることができる人材を育成することを目
的に議論をしてみました。

中段第2、 I T 人材教育を取り巻く近年の動向と取組ですが、平成30年3月に高等
学校学習指導要領が改訂され、情報関連の内容の充実が図られております。

次に日本工学院八王子専門学校ですが、 I T 関連において充実した専門学校である

ことから、連携をすることといたしました。

次に連携先企業での取組ですが、企業による I T 人材育成の取組である P - T E C H とは、I B M などの企業が参加し、アメリカで開始された I T 人材育成の教育モデルでございます。企業が I T に関するだけでなく、政府学生へのメンタリングなど、社会とのつながりを意識した教育支援を実施するもので、世界 20 か国 200 校以上で実施されております。今回の検討に当たりましては、この P - T E C H モデルを参考にしながら検討してまいりました。

次に実施校である町田工業高校ですが、都立高校で唯一総合情報科を設置しております。1 年生は全員同様のカリキュラムで学びますが、2 年生からは四つある系列のうち、情報テクノロジー系列を選択した生徒は、プログラミングやネットワークなど様々な情報スキルを学びます。また世界 180 か国以上で展開されております、I T エンジニア育成のための C i s c o N e t w o r k i n g A c a d e m y を展開するなど、情報に関する特徴ある教育を実践しております。

次に第 4、連携協定に基づくパイロット事業の実現を御覧いただきたいと思います。

今年度、町田工業高校と日本工学院八王子専門学校の生徒・学生に対し、日本 I B M 社員がメンタリングなどの教育支援を実施しております。生徒・学生へのアンケートでは、学習意欲の向上や、職業観の変化といった効果が見られております。

資料の 2 枚目を御覧ください。

第 5、本取組の方向や連携の在り方についてでございますが、本取組に参加する各機関が共通した考えを持って取組を実施していく必要があることから、本取組の理念と育成すべき人材像について定義しております。

理念には、高校から専門学校、就職後の実社会でのキャリアまでを一貫して考える取組であるという意味を込めております。また、人材像には、困難な課題や新しい課題に対し、好奇心や興味関心を持って自ら考え、他者とともに行動していく人材といった意味を込めております。

次に、基本的な枠組でございますが、取組の名称はグローバルに展開されている P - T E C H と連携していくため、T o k y o P - T E C H とし、実施校は都立町田工業高校と日本工学院八王子専門学校、連携企業は当面、日本 I B M 株式会社といた

します。今後、早急にカリキュラムの検討を進め、令和4年度から本格実施を目指してまいります。

次に、本取組で育成すべき能力ですけれども、IT人材として早期に育成すべき基本的な素養として、好奇心などの六つの力を挙げております。また、高校2年生以降に主に育成していく力として、IT人材としての専門力、企業人・社会人としての基本的能力を挙げております。

中段を御覧いただきたいと思います。

5年間を通した学びのイメージを掲載しております。高校1年生では、企業等のIT人材による生徒の興味関心を引き出す講座などを実施いたします。ここでITの道を選択した生徒に対し、更に2年生以降に企業人によるメンタリングや、ITに関する講座、企業訪問などを行い、基礎的な専門性や社会人としての基礎的素養を身に付けさせます。高校卒業後は、生徒は専門分野を選択し、専門学校に進学します。進学後はIT人材としての専門性を中心に、実務家としての能力を磨きます。こうした5年間の教育実践に、IT企業等で実際に活躍している実務家が切れ目なく支援してまいります。

最後に、左下を御覧いただきたいと思います。

こうした取組を具体的に進めていく組織として、教育委員会が主体となり、高校、専門学校、企業などで構成するコンソーシアムを形成いたします。今後、このコンソーシアムにおいて、具体的なITスキルや社会人としての基本的能力などのスキルマップ、5年一貫の教育カリキュラムを検討してまいります。あわせて、実施校や企業の拡大などについても検討を進めてまいります。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 もちろんできているとは思いますが、テクノロジーだけではなくて、人間として、情報倫理であるとか、真実を見抜く目であるとか、今回のコロナウイルス騒ぎでもずいぶん間違った情報が飛び交ったりして、フェイクニュースといわれるようなものとかを見破れるような目とか、そういうものも養っていただきたいと

思います。ついではなく、ベースとして養っていただかないと、テクノロジーだけあっても逆にかえって心配だということになると思います。そこをはっきりと、この表の中に、好奇心とか、変化を楽しむとかというところにありますけれども、やはり書いておいていただいた方がありがたいのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

【都立学校教育部長】 御指摘のとおり、まだこれから、5年間のカリキュラムを練ってまいりますので、令和2年度は今のプロジェクトを続けて、その中でメンタリングセッションなどもやっていきますので、そういう中のノウハウとか、生徒がどう受け止めているのか、生徒の反応を見ながら、しっかり練ってまいりたいと思います。そして、この令和2年度、3年度で、そういうものを検証して、令和4年度からスタートするまでには、委員御指摘の内容等についてもしっかり検討してまいりたいと思います。

【北村委員】 非常に新しい取組で、社会的なニーズも高い取組だと思います。

2点コメントですけれども、1点は、これから正に、今、練っていくというお話がありましたけれども、エンジニア教育に関しては、日本では例えば高専が5年一貫で、非常に優れた取組を積み重ねていますので、そういった高専の取組なども非常に参考になる部分が多いのではないかなと思いますので、是非そういったところからも研究を進めていただきたいなということが1点目です。

2点目は、やはりこれが一つのモデルになって、今後検討すべき課題として挙げられていますけれども、高校、専門学校、企業と拡大していく、そのときには是非参考になる、他に応用できるものをぜひ見付け出して、またコンソーシアムを作ろうということも計画の中に視野として入っていると思うのですけれども、非常に良いことだと思うのですね。一つのここの取組だけで閉じてしまわずに、是非これをモデルケースにしながら、更に良い取組を発展させていくようなことも検討していただきたいなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 非常に結構な取組だと思いますけれども、宮崎委員が御指摘になったように、私はこの中で企業人・社会人としての基本的能力、特にIT教育をしてい

く場合には、ここが一番大事だと思います。

我々企業で、私もITセクションのマネージャーをしていたことがあるのですが、あえてICTという、中にC、コミュニケーション、要するにITというのはインフォメーションテクノロジーであり、そしてICTの場合の、このCのコミュニケーションツールだと。要すれば、ITというのはコミュニケーションツールに過ぎないんだということを徹底してやらないと、要すればITの専門的なことだけ分かれば何をしてもいいというふうに誤解をします。特に、そのITセクションのマネージャーは、往々にしてITに疎いケースが一般企業の場合多いですよ。そうすると、ITの人たちの言いなりになってしまっていて、とんでもないものが出来上がってしまい、人間性も欠けてくるということが出来るので、IT教育の場合にはICTということ

を。

あるとき、私の部下が突然、黙って隣同士でいたのが立ち上がってけんかし始めたのですよね。最後、口げんかで表へ出ろと言うので笑ってしまったのですが、要すればそれは何かというと、コミュニケーションが全然できていない。隣同士であっても、全然人間としてのコミュニケーション能力がないというケースが出来上がることがあります。

このIT教育は非常に結構だし、これから日本が生き残っていくためには、これなしでは生きていけません。だとすると、そのバックグラウンド、この社会人としての基礎的能力、ここに特にカリキュラムの中で力を入れていただければというお願いです。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 宮崎委員、遠藤委員のおっしゃることはごもっともだと思うのですが、1点だけ。

ニワトリか卵かではないですが、ITに興味がある子供とか、非常に能力が高い子供というのは、そこを生かしつつ、やはり能力を伸ばしていくということを是非していただきたいのです。往々にして、学校というのは、例えば素行だとか、そういうコミュニケーション能力、いわゆる良い子ではないと何となく阻害するようになってしまうと、本当に良い人材が埋もれてしまう可能性、逆に悪い方向に

しまう可能性があるのですが、そこは是非、両方を伸ばしていただくようにというふうにお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 実は今年、先ほど申し上げましたとおり、町田工業高校でパイロット事業を行っています。その中で、メンタリングセッション、要するにIBMの社員の方に、生徒がほしい4名ぐらい付いて、そこで仕事のことだけではなくて、勉強のこと、進路の悩んでいること、要するにその先輩は高校時代何を悩んで、大学なりに進学するときどういうことをという形の、そういうセッションをやっていたいただきました。それも何度も、年間4回やってもらったのですけれども、私もそれに1回立ち合わせていただきましたけれども、やはり子供たちの最初の顔は、今の高校生ですから、なかなかそんなにコミュニケーションを取るのが難しいという場面も見えましたけれども、積み重ねるに当たって、やはり積極的に質問をするような状態になりました。それを、担当している町田工業高校の教員がびっくりしている状態でした。やはりそういうところを、しっかり私どもも、今回プロジェクトでやっていく中で、すごく大事にしていきたいと思っております。これからしっかり練り上げていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 都立高校の希望が、都立高校離れがある中で、このようなすばらしい教育を周知するのに今は十分でしょうか。

【都立学校教育部長】 なかなか苦しいところです。工業高校はなかなか、やはり就学対策が必要だということで、取り組まなければいけないと思っております。そういう意味では、今、高校の持っていますホームページをリニューアルをしています。今年度は40校やりました。要するに、外へのアピールの仕方、ノウハウとか、そういうのはなかなかやはり先生方だけでは難しいということで、専門家のアドバイスももらいながら、40校取り組みました。これもまた続けていきたいと思っております。やはり中学生の保護者にどうやってメッセージを届けていったらいいのかということについても、都立全体として今取り組んでおりますので、その点は御指摘いただいたものをしっかり受け止めてまいりたいと思っております。

【宮崎委員】 イメージの問題も大きいと思っておりますので、これはすぐできることで

はないと思いますけれども、例えば工業高校という名称からして、これは第二次産業のイメージが非常に強いですから、でも、やっていることは全然違うわけですので、そこから考えるということも、急にはできないけれども、割と急いでやりたいと思うので、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】　　そういう御指摘を各方面から頂いておりまして、そういうことも大切ではないかと。今、実は工業高校の全体の在り方を検討するために、有識者会議も設けております。そういう中でも、そういう御意見を頂いておりまして、とはいってもしっかり中身を表せるような名称というのが大事だと思いますので、中身を改編していきながら、それに沿った形で名称も検討してまいりたいと思います。

【教育長】　　ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問がございませんようでしたら、報告として承りました。

(2) 都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書について

【教育長】　　それでは次に報告事項(2) 都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書につきまして、教育改革推進担当部長の方からお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】　　報告事項(2) 都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書について御説明させていただきます。

都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書の概要を御覧いただければと思います。

本事業は、都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)に基づいて、検討を進めてきたものでございます。

まず第1章でございますが、現在の社会に目を向けますと、AIやIoTといった技術革新が急速に進むとともに、それらが日常生活のあらゆる分野に浸透しつつあり、これからの社会をけん引する人材には、これらの技術との関わりが求められることになると考えております。このため、高校段階からこれらの技術への理解を深めるとともに、その根底にある理数系分野の素養を伸ばし、それらを基盤として、従来の文理の枠組みにとらわれることなく、様々な分野の第一線で活躍する人材を育成するため、

東京ならではの理数科を設置し、理数科分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せ持ち、イノベーションを生み出す人材の育成を目指すというところがございます。

第2章、理数科の在り方に関する基本的な方向性におきましては、設置理念、育成を目指す生徒像、教育活動の基本的な方針の三つを掲載しております。

設置理念につきましては、変化し続ける社会において、その変化を捉えて、主体的に社会に参画し、より良い社会の形成者として様々な分野で活躍する人材を育成するとしております。それらを受けた、育成を目指す生徒像については、自らの強みとする分野を軸とした幅広い素養を体系的に修得し、それらを基盤として、分野の垣根を超えた思考を働かせることのできる生徒をはじめ、3点を入れさせていただいているところがございます。

今後、これらに加え、教育実践の成果や伝統等を踏まえた上で、各校ごとの教育理念や教育内容等の具体化に向けて、各校とともに更に検討を進めていくというところがございます。

続きまして、資料の2枚目を御覧ください。

方向性を踏まえた具体の教育目標、教育内容について記載しております。課題解決を志向した学びへの転換、理数系分野を軸とした基盤的素養の育成、学びの高度化を促す多様な教育手法の活用の三つを柱としております。

一つ目の、課題解決を志向した学びへの転換については、新しい学習指導要領に設けられております、総合的な探究の時間や、理数探究といった科目は当然ですが、それ以外の教科・科目も、学問の分野の垣根を超えて総合的に活用し、課題解決につなげるための資質を育成する観点から、社会的な課題の解決を意識した、系統的な学びを実現していきたいと考えております。

そして、この課題解決を志向した学びへの転換の基盤となるのが、2点目の理数系分野を軸とした基盤的素養の育成でございます。

これは幾つかに分けておりまして、まず学びの基盤の確立に向けた理数教育等の推進については、個々の科目への理解だけではなく、例えば数学と理科、物理と地学、化学と生物といった、教科・科目間の相互のつながりを意識させたり、理数系分野全

体を俯瞰した、まずは素養を身に付けさせたりすることとしております。

また、学びを高校段階で終わらせないように、より多くの知識の習得自体に、過度に重きを置くのではなく、将来的に自らの進路や、専門分野に応じた知識獲得のための中核となる、いわゆる科学的リテラシーとも併せて、資質として育成していきたいと考えております。

さらに人文社会科学や芸術分野を含む、その他の教科・科目も、科学的視点から捉え直すことによって、理数系分野を軸とした横断的な学びを実現して、既存の学問分野に捉われない思考・発想を促すことを重点としております。

次に、情報活用能力等の育成については、これからの社会では、いわゆるICTスキルの標準装備が必須で求められることを前提といたしまして、単なる操作だけではなく、情報それ自体に対する理解及びその実践的な活用能力、ここを育成していくというふうに考えております。その能力を活用して、各教科・科目の深い理解に結び付けていきたいと考えております。

そのほか、学びの成果を、他者に対して、場合によっては日本語に限らず表現したり、異なる意見を有する他者との対話等を通じて、対話の思考を働かせる力を育成することであったり、研究の公正性を含んだ意味での倫理的価値観を醸成することを重点としているところでございます。

教育内容の最後、学びの高度化を促す多様な教育手法の活用となります。こちらは、主たる学び舎が学校であるとした上で、社会の激しい変化、あるいは東京の地の利を生かすということで、生徒の学びを学校だけではなく、大学や研究機関、企業との連携により、高度な学びの提供、あるいは他校との切磋琢磨の機会、そういったものを創出していきたいと考えております。

最後に第3章、こちらは理数科の基本的な枠組みについてまとめております。設置校については、新実施計画（第二次）では、令和4年度に立川高校に理数科を設置するとしております。それに加えて、都内在住の生徒に理数科に進学する選択肢を担保するという観点から、23区にも理数科を設置するべきとしております。また学科の名称については、過去の例を見ますと、理数科という名称が多いようでございますが、理数科を設置する各校の教育目標等を踏まえつつ、その特徴や特色を端的に表す名称

を付けるのが一番分かりやすいかなと考えているところでございます。

最後に進路指導の充実でございますが、今回の理数科は、先ほど申し上げましたように、理数系の幅広い素養と情報活用能力等を育成することを目的としております。ただし、一方で必ずしも科学技術科のように、理工系大学へ進学することのみを出口としているわけではございません。理数科分野の幅広い素養を、これからの社会における必須の素養と捉えまして、それを備えた上で、人文あるいは社会科学分野を志す生徒も後押ししていきたいと考えております。このため、進路指導の充実につきましては、従来の文系・理系の枠を問わず、更なる深化・発展に向けた進路選択が行われるよう、進路指導を充実させるよう学校と調整していきたいと思っております。

以上が報告書の概要となりますが、今回の報告書はあくまでも基本的な方向性を示すものでございます。具体的教育課程、更には学科名称、23区の設置校等については、今後更に検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問はありますか。

【宮崎委員】 内容的には、目指すところは大変結構ではないかと思うのですが、報告書の中で、これは本文も見ましたが、設置理念を一般論で書いてありまして、これは別に理数科ではなくても、どこでも通用する一般的な設置理念になっておりますので、もう少しこの理数科というものがここで重要だということが分かるように、例えば理数科の素養に基づく論理的思考を駆使してとか何とか、何かそういう一言を入れていただければ良いのかなというふうに思います。伝える努力も必要だと思うので、理念とか生徒像とかいう中に、是非、なぜ理数なのかということ、短くて結構ですから、盛り込んでいただけますか。よろしく申し上げます。

【教育改革推進担当部長】 こちらは、今回、検討委員会の委員からの意見として頂いたものを取りまとめたものでございます。今後、学校と詰めるところ、委員の御意見を十分反映した学校教育目標を作っていきたいと考えております。ただ、前文の今回の報告書の中で、同じようなことを言っているところもございますので、その辺を少し強調してみたいなと思っております。

【遠藤委員】 この第3章の設置校のところ、当面、立川高校に設置ということ

で、その二つ目の項目に居住地域に関わらずうんぬんというのがありますね。これは、特別区にも理数科を設置というのは、特別区という表現を使っているのは、立川高校が立川にあるからということですか。23区内の都立高校にも、この理数科を作るという方向性なのでしょうか。

それから、その場合に、従来、これは国レベルの話になるわけですがけれども、都立高校のSSHの指定校との差は何なのか。あるいは、今、現状SSHが何校あるのか、あるいはゼロなのか、SSHの理念と、この理数科の理念とほとんど同じなのか、その差は何なのか、何か分かることがあれば教えてください。

【教育改革推進担当部長】 立川高校が立川市にあるということで、多摩地域というところはございます。通学その他いろいろ選択肢を増やすということで、23区ということとは考えているところでございます。

それから、SSHとの違いでございますが、SSH自体は国の指定事業となります。こちらは研究実験校でございまして、つまり教育課程の研究ですとか、大学との連携ですとか、指導方法ですとか。

【遠藤委員】 立川高校が実験校という位置付けなのか、それともSSHなのか。

【教育改革推進担当部長】 SSHが指導方法ですとか大学との連携ですとか、そういうことを研究する学校でございます。またSSHの方は、理科や数学を基盤とした関係人材の育成というふうに大きくはうたっております。それに対して、この理数科は、理系や文系の枠に関係なく、いわゆる自然環境、人文社会、そういった横断的な思考力を付けながら、将来のイノベーションを生み出すと、少し更に奥に入っているような、そういう違いはあるかと思えます。なお、SSHは都で5校でございます。

【北村委員】 今の最後のコメントをお伺いして、正にそこが大事なと思うのですがけれども、この4の具体的な教育の目標でも、このダイヤで三つ、論理的・科学的思考だとか、三つ挙がっていますがけれども、これは別に、いわゆる理系だろうが文系だろうが関わらず、大切なアカデミックな素養として身に付けるべきものです。その意味で少々違和感があるのが、理数科という、学科名称もこれから考えるということですので、理数科という名称になるかどうかからおそらく考えていかれると思う

のですが、理数科とか理数系と言ってしまうことによって、いわゆる従来型の文系・理系で枠組みを分けてしまっていて、ここでもし立川高校理数科とやってしまうと、理科や数学が得意な子供が来るような場所だなというふうに単純に見えてしまっていて、本来打ち出そうとしているメッセージが十分に伝わらなくなる恐れがあると思うのですね。

ですので、個人的には理数科という言い方をしてしまうよりも、より深い思考力を、そこには科学的な、データ等を活用しながら、科学的かつ論理的な思考力を深めていく、そういう学びをする場所だということが分かる学科名、そしてカリキュラム内容はそういう方向で検討していこうとしているんだなというのはよく伝わったのですが、見せるところで理数科と言ってしまうと、非常に偏ったイメージになりそうですので、その辺りよく御検討をいただきたいなというふうに思いました。

【教育改革推進担当部長】 全国的には理数科という名前が多い状況でございます。ただし、例えば探究科ですとか、科学科ですとか、理数科以外の名前もありまして、その名前から、やっていることがイメージできるような、そういった学校も幾つかございますので、どちらかというとな後者の方で少し検討していければ良いかなと、今、現段階では考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 理数科もそうですし、理系もそうですし、ITもそうですし、人材を発掘、そして育成していこうということが、日本全体の課題でもありますし、取組でもあるというのは分かるのですが、その中でこれが日本の課題だと思うのですが、女性の人材が非常に少ない。これはやはり、大学を含めて高等教育のところで、研究者もそうですね、諸外国に比べて非常に日本は女性の人材が発掘できていないというところが問題だと思うので、是非そういったところも頭に入れていただいて、女性というか、女子中学生が入りやすい、目指しやすい入り口に是非していただきたいですし、そういう仕掛けをやはりしていく時期だと思うのですね。多分ひとくくりで理系とか言うと、先ほど言ったように、男子しか来ないというか、男子しか来ないというとな女子がまた、あそこに行ってもという、先ほどの工業高校のイメージもそうですけれども、工業は男子、商業は女子みたいな、昔からそういうイメージがあるので、そういうところにももう少し手当てをしていかなければいけないと思うのですね。女子

は能力がないみたいな、昔から言われていますけれども、決してそんなことはないと思いますし、でもそれをやはり打ち破らないといけないので、そこは是非考えの中に入れていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 昨今、大学等では、例えばですけれども、中学生や高校生の女子を対象にした科学教室ですとか、よく精力的に開かれている状況があるかと思えます。そうした観点から考えれば、理数について一定の興味のある子供にとってみれば、今回のこの高校に理数科ができるということは一つの選択肢になるとは考えられます。今後、どのような理数科にするか、また理系に進むとはどういうことなのかということ、理数全般についてきちんと中学生に説明して、まず理解・関心を示してもらい、そういうところから取組を始めて、今後先の細かな募集規模ですとか、そういったものはまた別途考えていきたいなというふうに考えております。

【山口委員】 もう1点だけ。やはり女子が進みにくいという背景に、保護者の考え方も非常に大きいと言われているのですね。私の年代だと、理系に行くとは就職がないとか、結婚できないとか、何か本当に前近代的なというか、そういうことをまだまだ、白衣を着て眼鏡をかけてみたいなステレオタイプが、まだまだ持ってらっしゃる方が非常に多いので、そういう保護者向けにも、そして中学校の先生方が、女子は文系、男子は理系みたいな、そういうものを持ってらっしゃる方も、多くはないと思いますけれども、少なくもないと思いますので、その辺りも是非考えながら進めていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 P R等で実行していきたいと思っております。

【遠藤委員】 今、P Rということ。現実に世の中を見ても、いわゆるリケジョといいますか、IT、特に企業を中心に、理数系の女性がむしろ大活躍をしているというのが実態ですよ。そういったような現実の姿なんかもしっかり勉強していただいて、それをこの理数系の中に、女性もどんどん進出して、むしろいろいろ、理系に進んだら結婚できないのではないかと、そういうようなものは全くイリュージョンというか、実態と合っていないので、むしろ理系の女性の方が社会進出、あるいは企業・組織におけるマネジャーになっている例が多いのが実態ですよ。ですから、大いにP Rを。そういう先輩がたくさん都立高校出身者にもいますから、各学校

の先生方をお願いして、そういう先輩の話みたいなことも積極的に取り入れたら良いと思います。

【教育改革推進担当部長】 一つのPRの方法として、高校生が自分の出身中学に行くということは最近よくあります。今、その高校生が、例えば自分の高校の出身者で、いわゆるリケジョと呼ばれて活躍している生徒さんを自分の高校に呼んで、今こういうことをやっているんだ、こういうところに苦勞して、次はこういうことができるんだという夢を母校の学校の高校生に語ってという授業がよくあります。それを聞いた高校生が中学校に行って、そのまま生徒さんに教えたり、中学校の先生に説明したりというようなことがございますので、いろいろなことで強化できればと思っています。

【秋山委員】 先ほどの町田工業高校もそうですが、こういう新しい試みとか取組をする場合に、教員の育成というのもやはり必要ではないかと思えます。丁寧な生徒への説明をするには、やはり教員が必要ですし、教員への育成をどのように考えられていますか。

【教育改革推進担当部長】 教員の方は、今、例えば高大連携というところで、大学との連携事業が都立学校も多くなってまいりました。そういった中で、教員が大学に出向いて、大学の先生と、こういう授業をしたいんだ、ではどういう点を変えたらいいんだろうかというディスカッションをしたり、そういったことは非常に今後更に強化させていきたいなと考えておりますので、今回の理数科についても、先端の大学等、あるいは研究所ともコミュニケーションを取らせていきたいなと思っております。

【教育長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 東京都環境教育指導資料「持続可能な地球を目指して」について

【教育長】 それでは次に報告事項(3)東京都環境教育指導資料「持続可能な地球を目指して」についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは東京都環境教育指導資料「持続可能な地球を目指して」に

ついて、御報告をさせていただきます。

資料の上段の1、目的を御覧ください。

気候変動や海洋プラスチックごみなど、環境問題が複雑化・多様化している中、環境教育の重要性は一層高まっております。そこで、持続可能な開発のための教育（ESD）や、持続可能な開発目標（SDGs）との関連を踏まえた具体的な指導内容や方法等を示し、児童・生徒に持続可能な社会を構築していくための資質・能力を育成するための指導資料を作成・配布することといたしました。

配布の対象は、都内全ての公立小中学校等で、3月末までに配布をいたします。

この指導資料の作成委員会でございますが、専門部会では学識経験者として、小澤紀美子東京学芸大学名誉教授と、江守正多国立環境研究所地球環境研究センター副センター長に御指導いただきました。また、環境教育や理科教育を御専門とする、都内公立小中学校校長や、東京都環境局の職員にもお願いし、様々な立場から御意見を頂いたところでございます。

次に4、資料の特色を御覧ください。

本指導資料には、主に四つの特色がございます。

第1は、環境教育とESDやSDGsとの関連を明確にしたことでございます。

第2は、学校の教育活動全体で組織的に取り組めるよう、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れたことでございます。

第3は、環境教育がESDに包含されていると捉え、環境教育で育成する資質・能力や、対象とする内容をESDと関連させながら示したところでございます。

第4は、内容全体を平成29年告示の新学習指導要領に対応させたことでございます。

続いて資料の5、資料の構成を御覧ください。

本指導資料は、理論編、実践編、指導編の三つの章から構成しております。

第1章理論編では、カリキュラム・マネジメントにより持続可能な社会の構築を目指す環境教育の基本的な考え方を説明しております。

お手数ですが、机上に配布させていただきました冊子の4ページをお開きください。

4ページに図がございますが、この図はESDの中に環境教育を位置付け、環境教育を含むESDを通して、SDGsの達成に貢献し、持続可能な社会を実現すること

を一つにまとめたものでございます。

次に14ページ、15ページをお開きください。

こちらでは、年間指導計画をE S Dとの関連や達成を目指すS D G s等を踏まえて構成するE S Dカレンダーや、S D G sカレンダーを紹介し、教科等横断的な視点から環境教育を推進していく例を示しております。また実践編では、環境保全と関連の深い、社会、理科、技術・家庭などを中心に、13の指導例を掲載しております。

冊子の28ページ、29ページを御覧ください。

こちらには指導例の見方及び活用のポイントをまとめております。本指導資料に掲載されていない教科や単元題材で環境教育を進める際に、このポイントを押さえて授業を実践することで、各校における環境教育の取組を広げていけるように示しております。

続けて第3章資料編では、環境教育に関するこれまでの取組や、学年や教科等の枠組を超えた環境教育を進める際の参考となる資料などを掲載しています。

冊子の99ページを御覧ください。

こちらには、17の持続可能な開発目標及び169のターゲットを掲載しております。教職員や児童・生徒が17の持続可能な開発目標をより詳しく理解する際に参考になると考えております。

最後6、活用方法を御覧いただきたいと思っております。

今後、各学校が環境教育の充実に向けた教育課程の編成や授業の構築、環境教育を柱とした教科等横断的なカリキュラム・マネジメントを進める際に活用していただきたいと考えております。そのため、都教育委員会といたしましては、作成した本指導資料を各学校に配布するだけでなく、ホームページに掲載し、都内外の多くの教職員や関係者が参考にできるようにするとともに、区市町村教育委員会の担当者が集まる機会や、校長会等で本指導資料の活用を周知し、児童・生徒に環境の保全に貢献する態度を育てていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 非常に充実した資料を作ってくださったなと思って拝見していました。特に実践編を見たときに、今、これからカリキュラム・マネジメントを進めて、領域あるいは教科横断的な学びを進めていく上で、特に中学校の先生方は、教科担当制でなかなか教科横断的といっても難しさがある中で、この実践編を拝見すると、学習のつながりということで、それぞれ異なる教科の中で、こういったテーマがどのように取り上げられるかというのを具体的に示していて、使いやすい形になっているのではないかなということが感想として思いました。

もう1点、これはどういうふうにご利用していただくかというところで、例えば12ページに、環境教育が学習指導要領でどう位置付けられているかという、最終的には環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために、環境教育を行うというふうにあるように、単に環境の問題に気付くとか、これがSDGsのこの目標に関連するとかということを知る、その先のところが非常に大事だと個人的には考えています。

その意味では、ESDとかSDGsと関連を踏まえて環境教育を行うというときに、例えばですけれども、一つの考え方として、こういった教育は広い意味でのキャリア教育にもなり得ると思うのですね。つまり、世の中でこういう問題があって、どういう問題が世の中に起こっていて、そこに対してどうすれば良いのかということを考える。そうすると、当然そういう社会を作るために、自分たちは何をすべきかとか、何かをするために何を学んでいくべきかとかいうことで、広い意味でのキャリア教育の一環にもなり得るものだと思うのですね。

ですので、今回これはあくまでも環境教育の指導資料ということですが、是非学校の先生方には、狭い意味で環境教育だけに閉じこもるのではなくて、一つは先ほど申し上げた、教科横断的に活用していただくと同時に、例えば子供たちに、将来どんな社会になる、そこでどんな問題が起こり、そこに対して自分が何をできる人間になりたいのか、そういったことを考えるような、そういう働き掛けも是非していただきたいなというふうに願っております。

【指導部長】 これまで環境教育、環境問題を考えるときというのは、生活が環境に及ぼす影響を考えて、身近なことに対して、どちらかというと制約的に働く、規制

的に働くというようなことが、実践としては多かったと思うのですね。それはそれとして大事なことだとは思いますが、やはり前向きに社会を捉えていって、どういふにその社会に参画していくのかという視点は、これから非常に大切だと思いますので、それを、環境を切り口にして考えていく資料というふうに位置付けられておりますので、おっしゃっていただいたことについては、学校に下ろすときに十分留意していきたいかと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(4) 東京都教育委員会における障害者活躍推進計画の作成について

【教育長】 次に、報告事項(4)東京都教育委員会における障害者活躍推進計画の作成についての説明を、総務部長の方からお願いいたします。

【総務部長】 それでは報告事項(4)につきまして報告差し上げたいと思えます。

本件は令和2年4月1日に施行されます、改正障害者雇用促進法に基づき、東京都教育委員会が任命権者として障害者の雇用を促進するために、新たに計画を作成するものでございます。

その概要でございますが、まず簡単に障害者雇用に関する制度や、教育委員会における現状について御説明差し上げたいと思えます。

計画を作成することになりました背景としまして、平成30年に国や地方公共団体の多くの機関において、障害者雇用率の不適切な計上が明らかになったという事実がございます。こうしたことを踏まえまして、国や地方公共団体が民間事業者に対して率先垂範して障害者雇用を継続的に進めていくということで、今回法律改正により、障害者活躍推進計画の作成と公表が義務付けられることになりました。

なお、この平成30年の水増し、不適切な計上ですが、雇用率の不適切な計上につきまして、東京都教育委員会では雇用率は適切に算定をされておりました。

計画作成の趣旨でございますが、法定雇用率の速やかな達成のみならず、障害者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めるなど、雇用の質を確保するための取組を

着実に推進するということとされております。

改正の概要としましては、計画の中身としましては、厚生労働省が定める指針に基づきまして、国や地方公共団体はここに記載の、内容について計画を作成し、公表しなければならないとされております。

現在の障害者雇用率と都の状況でございますが、現在、都道府県教育委員会の法定雇用率は2.4%とされております。その間に、資料の方にありますとおり、表の太字の部分が東京都教育委員会の障害者雇用率を示しております。令和元年度の障害者雇用率は1.9%と、法定雇用率を下回っている現状がございます。これは平成30年に国の法定雇用率の方の計上の問題が発覚後、国の算定方法が見直しになりまして、雇用率を計算する際の分母となる職員に、従来加えていなかった非常勤が加わることになり、その算定の基礎となる数値が厳格化されたことによるところでございます。なお、全国の教育委員会の平均は1.87%となっているところでございます。

次の資料が、私どものところの障害者雇用の実態でございますが、まず御説明申し上げますと、この表の方を御覧いただきたいと思うのですが、この算定対象となる職員には事務局の職員、都立学校の職員、任命権者ということでございますので、小中学校の職員が含まれております。対象職員の9割が教員という構造になっております。

右下に、東京都教育委員会の雇用率全体が1.9とございますが、内訳としましては、教育委員会事務局が約16%、学校事務は約11%、教員の方が1.07%となっております。

こうした状況でございまして、私たち東京都教育委員会では雇用率の達成に向けて取組を進めております。

まず、障害に配慮した教員採用選考の実施でございます。障害のある受験生が他の受験生と比べて不利にならないよう、受験上の配慮を毎年実施しているところでございますが、教員免許状取得者に占める障害者の割合が0.16%と、極めて少ない状況があります。そこで私どもとしては、教員以外の障害者非常勤職員の雇用を積極的に進めているところでございます。

具体的には、障害者一人一人が自らの特性や職務遂行能力などに応じて、職を選択できるよう、二つの非常勤職を設置してこれを進めております。

一つ目が、障害種別を問わず、一般就労として雇用する教育庁サポートオフィス、

これは通称パレットと申しまして、新宿NSビルにフロアを構えておりますが、そうしたサポートオフィスを設けて、障害者を雇用しております。

二つ目は、企業等への一般就労へ向けた、経験を蓄積するために実施しているチャレンジ雇用でございます。

これら二つの非常勤の職は、教育庁の本庁や事業所、各都立学校において、データ入力やアンケート入力などの事務作業や、印刷物の製本に至るまで、多様な業務を担っておりまして、この二つの職を合わせて約130名が在籍している状況になっております。

そうした現状にありますが、計画として策定していくということになりまして、今後の基本的な方向性でございますが、計画期間としては令和2年から令和6年までの5年間としたいと思っております。

数値目標は、実雇用率が2.6%、定着率は過去5年の平均である89.7%を上回るということを予定しております。実雇用率は現在2.4%であります。今後予定されている令和5年の法定雇用率の見直し後の数値を2.6として見込んで設定しているものでございます。定着率は採用した方が1年後在籍しているかどうかで判断をして、計算をしているところでございます。

こうした目標を達成するための主な取組が、それぞれ表の中に記載されているところでございます。今後、この内容につきましては、障害のある職員の意見を取り入れることになっておりまして、3月中に職員に対するアンケート調査を行うとともに、障害者団体や職員団体からも意見を聴取した上で、計画に盛り込んでいきたいと思っております。今後、令和2年の4月の教育委員会において、計画案を皆さまに御審議いただき、御決定いただきたいと思いますと思っております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

【北村委員】 非常に大切な取組だと思います。単なる数合わせに終わらせずに、一人一人の方が自らの特性とか、職務遂行能力に応じて、自らの能力を發揮できるような、そういう環境を是非きちんと整備していただきたいなと願っております。

【総務部長】 現在も約130名雇用されているわけですが、1人ずつその特性に応じて仕事を割り振っております。また何度も繰り返していくと、習熟度が上がってきますので、ワンステップ上の仕事に就いたりとか、様々工夫をしながらやっているところでございます。そうしたことで、だんだんと働いている方々が自信を付けているという状況でございます。頑張っていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 総合教育会議で大学の先生が、エレベーターがないと保護者の授業参観にも行けないんだというような発言がありました。そういうような状況であれば、やはり仕事も難しいのではないかなというふうに思いますので、主な取組の中で、職場環境の整備というところで、身体の方にも働ける環境であるかどうかというところの調査をして、進めていただければと思います。

【総務部長】 実際にこちらの方に採用させていただいた後、配属するに当たりまして、そういったところは十分、配慮していきたいと思っておりますし、どの職場であってもそういう環境になるように頑張っていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【遠藤委員】 障害者雇用の雇用比率で、法定雇用率を下回っているときがありましたよね。民間企業の場合には、法定雇用率を下回りますと罰金を払っていたのですが、東京都の場合には、法定雇用率を下回った場合にはどのようなペナルティーがあるのでしょうか。

【総務部長】 法定雇用率を下回った場合は、まず障害者採用計画というものを提出することになります。それを達成できないと、適正実施勧告を受けるということで、罰金ではないのですけれども、勧告を受けることになっております。教育委員会も受けたことがございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、また取りまとめを4月にかけてさせていただきます。本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

次回	3月19日(木) 午前10時	教育委員会室
次々回	3月26日(木) 午前9時30分	教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いします。

【教育政策担当課長】 次回の教育委員会でございますけれども、案件等の都合によりまして、3月19日木曜日に臨時会を教育委員会室で開催させていただければと存じます。なお、案件は人事等に関するもののみでございます。また次回の定例会の方でございますけれども、3月第4木曜日となります3月26日午前9時30分から、教育委員会室にて開催を予定したいと存じます。以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明がありましたとおり、3月19日に臨時会を開催いたしたいと存じますが、人事等に関する案件の審議のみということですので、非公開とする旨、本日決定しておきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、3月19日の臨時会につきましては、非公開といたします。

また次々回の教育委員会の定例会につきましては、3月第4木曜日の3月26日午前9時30分から開催いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは次々回の教育委員会の定例会につきましては、3月26日木曜日の午前9時30分からとなりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時40分)